

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 9 月 9 日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2014～2016

課題番号：26301015

研究課題名(和文) 平和構築における法の支配とオーナーシップ：国際立憲主義と段階的社会発展の観点から

研究課題名(英文) The role of law and ownership in peacebuilding from the perspective of international constitutionalism and staged social progress

研究代表者

篠田 英朗 (Shinoda, Hideaki)

東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・教授

研究者番号：60314712

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,500,000円

研究成果の概要(和文)：平和構築における法の支配の制度化と現地社会オーナーシップの発展について総合的な検討を加えた研究である。アフリカの紛争後国の中からシエラレオネ、アジアにはスリランカをとりあげた。第一に、本研究は、普遍化した自由主義的価値規範を思想的基盤とした現代国際社会の秩序が、世界各地で直面している困難を体系的に示した。第二に、政治社会の段階的发展論の視点を導入し、単なる地域的・文化的差異に還元されない发展段階論からの普遍主義への挑戦の意味について検討した。第三に、世界各地の紛争後社会で実施されている平和構築の政策を、さらに充実させていくための指針を、学術的に提示することを試みた。

研究成果の概要(英文)：This study provides a comprehensive view on institutionalization of the rule of law through peacebuilding activities and the principle of local ownership. The study focuses on Sierra Leone in Africa and Sri Lanka in Asia. First, the study identifies difficulties of international order in the contemporary world where liberal values have become a set of standard norms. Second, it examined the implications of the challenges of staged gradual development based upon regional and cultural differences by introducing the perspective upon staged progress of political society. Third, it tried to provide some prescriptive views to develop peacebuilding policies in contemporary post-conflict societies.

研究分野：国際関係

キーワード：平和構築 紛争後社会 シエラレオネ スリランカ 法の支配 オーナーシップ 段階的发展 国際立憲主義

1. 研究開始当初の背景

本稿は、平和構築を通じた法の支配を確立する活動が、現地社会のオーナーシップの促進という重要な原則と整合性を持つ形で、どのように進められていくのかを問い直すものであった。

なぜ多くの場合に達成されないのかという問題を念頭に置きつつ、課題克服のための示唆を行うことを目指すものであった。この目的に沿って、本稿では、シエラレオネとスリランカという二つの異なる紛争後社会の状況を事例として取り上げた。そして両者がオーナーシップ促進にあたって直面している困難を具体的な文脈で整理し、困難の克服を目指す平和構築活動への政策的な示唆を提示することを試みた。

2. 研究の目的

本研究は、平和構築を通じた法の支配を確立する活動が、現地社会のオーナーシップの促進という重要な原則と整合性を持つ形で、どのように進められていくのかを問い直すものである。

なぜ多くの場合に達成されないのかという問題を念頭に置きつつ、課題克服のための示唆を行うことを目指すものである。この目的に沿って、本稿では、シエラレオネとスリランカという二つの異なる紛争後社会の状況を事例として取り上げる。そして両者がオーナーシップ促進にあたって直面している困難を具体的な文脈で整理し、困難の克服を目指す平和構築活動への政策的な示唆を提示することを試みる。

本研究では、平和構築における法の支配の制度化と現地社会オーナーシップの発展について総合的な検討を加え、文献渉猟を中心とする歴史的・理論的分析と、海外実地調査を通じた聞き取り作業を中心とする事例分析とを、効果的に組み合わせることを試みた。実地調査にあたっては、今日の平和構築活動の主要対象となっているアフリカの紛争後国の中から、設立当初からの国連平和構築委員会の検討対象国となっているシエラレオネ、そして介入主義を嫌う傾向が強いアジアにおいて国連との間でも緊張関係が続いているスリランカを主要な事例としてとりあげた。

研究実績は、三つの観点から整理することができる。第一に、本研究は、普遍化した自由主義的価値規範を思想的基盤とした現代国際社会の秩序が、世界各地で直面している困難を体系的に示した。20世紀後半に作られた国際秩序の仕組みは、「失敗国家」「破綻国家」に象徴される主権国家システムの綻びによって挑戦されている。さらに、自由主義的価値規範に依拠した冷戦終焉後に広まった国際秩序は、自由主義とは異なる価値を標榜する勢力によって挑戦されている。本研究は、この問題構造を検討するための理論枠組みと、事例分析を提供した。

第二に、政治社会の段階的発展論の視点を導入し、単なる地域的・文化的差異に還元されない発展段階論からの普遍主義への挑戦の意味について検討した。

第三に、世界各地の紛争後社会で実施されている平和構築の政策を、さらに充実させていくための指針を、学術的に提示することを試みた。

3. 研究の方法

まず理論研究面で、概念の精緻お行い、平和構築の政策体系全般の動向を整理する作業を行った。平和構築を通じた法の支配確立のための努力について整理し、現地社会のオーナーシップの問題がどのような問題をはらんでいると言えるのかを、理論的な観点から整理した。

あわせて関連する国際法概念や規範枠組みの整理も行い、現代国際平和活動がいかなる原則に基づいているかを明らかにした。これにともなって国際平和活動全般のドクトリンの変遷を整理するとともに、地域的な適用の相違を確認する目的で、パートナーシップ平和活動の動きについても整理を行った。

このような概念枠組みを精緻化したうえで、アフリカとアジアからシエラレオネとスリランカを事例としてとりあげ、国連平和活動が大々的に展開して進められた

シエラレオネとスリランカにおける平和構築活動を、アフリカ型とアジア型として設定した上で、両者の比較を行った。アフリカでは理念面において欧米流の近代国家を設立する意識が強いが、社会経済的基盤が整合していない。アジアでは全く逆である。しかし両者それぞれにオーナーシップの段階的発展の考え方があある。モデル化を試みながら、両者の相違を比較検討する方法を導入し、法の支配とオーナーシップの連動性における地域的事情について明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

国際社会における法の支配の実現という大きな試みの中で、平和構築と国家建設が結びついている。近代的な独立国家を世界大に広げていくという流れの中で、現代国際社会の秩序形成は構想されている。紛争が発生して秩序維持に失敗した社会において、平和を構築し、法の支配の理念に基づいて国家建設を果たしていくことは、国際社会の法の支配の徹底にもつながるのである。国際的な法の支配の実現という大きな運動の中で、平和構築活動は後押しを受けているわけである。

しかしそこで問題になるのは、国際社会という劇的なまでの文化的・宗教的・民族的・政治的その他の多様性を含みこんだ社会において、西欧近代で果たされた近代国家形成を標準とする法の支配の理念が、どこまで適用可能性を持っているか、ということであろう。国際法が西洋文明に起源を持つ制度であ

り、その事実が多くの問題をもたらしていることについては、論をまたないであろう。

果たして秩序形成に困難をきたしている新興独立諸国に対して、西欧近代の国家建設の枠組みを前提にした法の支配の理念の適用が、どこまで有効性を持つものであるのかは、思想的・文化的・政治的等の側面からの総合的な考察によって検討していく必要がある問題である。

最近の研究において、大きな課題となっているのは、平和構築活動を実施する国際社会の側が、意識的・無意識的に保持し、場合によっては現地社会に押し付けている、西欧的価値規範の普遍性の問題である。特に冷戦終結後の世界で広まった平和構築活動において、国際社会の支配的価値規範となった自由民主主義の前提が無批判的に入り込んでいるということが、批判的に扱われるようになった。制度的準備が整っていないまま、民主化・市場化を推進することが、多くの国際平和活動の失敗の背景にあることを指摘したRoland Parisの研究は、頻繁に参照される。特にアメリカ合衆国を一方の当事者とする世界大のイデオロギー戦争である「対テロ戦争」の時代にあたって、平和構築の法の支配アプローチが、どの程度の普遍的な有効性を持ちうるのかは、政治的に極めて複雑な事情を持っている。

こうして国際社会による平和構築活動が「自由主義」のイデオロギーに支配されているという指摘は、現地社会のオーナーシップを確保するという命題との関係から、さらに大きな問題へと至る。現地社会のオーナーシップと西欧中心主義的な国家建設活動との間に潜むジレンマは、平和構築活動の核心を構成する問題であると言ってよい。本来であれば近代西欧型の国家の成立を待たずしても、平和で安定した社会を形成することは不可能ではなく、その際にはまさに現地社会の土着の価値規範や秩序原理にもとづいたオーナーシップが発揮されるはずだろう。しかし紛争が起こった社会とは、まさにそのような土着の平和の基盤が十分に機能していないことが問題である社会である。

また、そもそも現実の現代国際社会において、主権国家原則から逸脱した社会秩序形成原理が許容される余地は乏しい。したがって、特に国際社会の大々的な関与がある場合には、ほぼ必然的に、近代主権国家モデルに依拠した国家建設を目標とした平和構築活動が推進されることになるのが現実である。結果として、現地社会のオーナーシップの原則に留保を加えざるをえない状況が生まれても、ある種の標準モデルに近づくことを目標とした平和構築活動が行われていくことになる。しかしその一方で、そのような国家建設活動の犠牲として現地社会のオーナーシップ発展の契機が阻害されるとすれば、実は長期的な平和構築の基盤もまた損なわれていることになる。

このような構造的ジレンマは、近代西欧モデルに依拠した国家建設の枠組みに沿って平和構築活動が進められるという現実と、現地社会のオーナーシップの発展を指導原理として進めていくのでなければ平和構築は成功し得ないという現実とによって、ほとんど不可避的に発生するジレンマである。このジレンマこそが、平和構築の現場における数々の具体的な問題を引き起こすのであり、平和構築活動の核心部分に存在する本質的に構造的なジレンマである。現代平和構築活動において試される現地社会のオーナーシップの発展という命題は、このジレンマと向き合うことなくしては、追求されえない。

平和構築活動における現地社会のオーナーシップの発展という命題は、どのように国家建設の課題と折り合いをつけてオーナーシップを進展させていくのか、という問題に不可避的に立ち向かうことになる。近代西欧型モデルを標準とし、自由民主主義の価値規範を中心に置きつつ、現地社会のオーナーシップの発展を模索していく道を選ぶのか。あるいは独自の社会秩序の存在を前提として国家建設を進め、国際社会が標準とする価値規範に還元されない現地社会のオーナーシップを標榜するのか。こうした問いに対してどのように答えるかによって、平和構築活動の行方は大きく変化していくことになる。

問題となるのは、ジレンマを克服するか、克服しないかではない。ジレンマはジレンマとして、おそらくほとんど全ての平和構築活動に、残存し続ける。問題になるのは、少しでもジレンマを克服して、平和構築活動を前に進めていこうとする必然的な過程において、最も合理的と思われる具体的な対処方法に関する政策的な判断である。そのような政策的判断によって、平和構築活動の性格が決定づけられることになる。

オーナーシップの問題が、脱植民地化の過程をへて生まれた新興独立諸国における国家建設のあり方と深く結び付いていることは、さらに関連した問題の観点からもオーナーシップを考えていかなければならないことを示している。それはたとえば、紛争多発地帯とも言えるアフリカの文脈で広く議論されている新家産制国家の問題である。

アフリカ・モデルの構築にあたっては、シエラレオネを事例として着目した。2009年大統領選挙後に、主要二政党間で締結された「Joint Communiqué」は極めて重要なものであり、国際的にも注目された。また平和裏に選挙による政権交代が行われたということが、シエラレオネの平和構築が堅実に進展していることを印象付ける効果を持ったことも確かだろう。

シエラレオネで模索されているのは、アフリカ型多党制モデルにもとづくオーナーシップの発展であると言ってよい。若者層の疎外感の解消と、地域間格差の解消を図りつつ、単なる国取り合戦ではない多党制システム

の構築が果たされた時、現地社会のオーナーシップが発展するための基盤が形成されていくと言えるだろう。再び新家産制的な国家体制に陥らないための制度的仕組みが必要であり、それが社会全体のオーナーシップの発展のために必要なのである。

シエラレオネは国連からも平和構築活動のモデル・ケースとみなされており、アフリカに集中的に資源を投入している国連にとっても重要な事例となっている。自由民主主義的価値観に基づく一連の制度改革を行ったことは、類似の他のアフリカ諸国に対する平和活動の効果を予測するためにも、重要なのである。シエラレオネの場合に特に重要なのは、「共同コミュニケ」の歴史である。多党制を基本とする政治システムを円滑に発展させていくためには、二大政党間の信頼関係にもとづく健全な安定的関係の構築が不可欠になる。

アフリカ・モデルの平和構築を通じた法の支配の確立では、機能しうる自由民主主義制度の確立が決定的に重要な意味を持つ。制度を整備することは、技術的な支援で可能となる。長期的な段階論に立った際に、なおアフリカ・モデルが機能しうるようになるためには、制度にとって不可欠な部分での信頼関係の基盤を構築できるかどうか、問われてくる。シエラレオネの場合には、「共同コミュニケ」に代表される多党政治の段階的な発展が、大きな意味を持っている。

こうしたアフリカの事例と比較して検討するのは、アジアの事例である。アジア・モデルの構築にあたっては、スリランカに着目した。スリランカでは1983年から2009年にかけて激しい内戦が繰り返された。2005年にマヒンダ・ラージャパクサ（Mahinda Rajapakse）大統領が就任すると、中央政府側も態度を硬化させていった。中国との良好な関係を背景にし、インドとの関係改善も維持したラージャパクサ政権は、軍事的にLTTEを圧倒し始め、遂に2009年に政府軍がLTTEの拠点を制圧し、内戦は終結した。

しかしラージャパクサ大統領は、強権的な政治手法が災いし、選挙の前倒し実施がかえって野党側勢力の結集を促したため、2015年初頭の大統領選挙で敗北を喫した。スリランカ自由党（SLFP）の前幹事長で大統領に反旗を翻して新党、新民主戦線（NDF）から野党統一候補として出馬したシリセナ前保健相が、同族支配・汚職政治の打破を唱えて、勝利したのであった。

シリセナ大統領は、統一国民党（UNP）党首のウィクラマシンハを首相に任命し、野党に基盤を置いた政権運営を進めることになった。2015年8月の議会選挙でUNPが第一党になると、SLFPとの間の大連立政権が誕生した。ウィクラマシンハは引き続き首相として政権運営にあっている。シリセナ政権は、高い経済成長を維持しながら、民族融和を進める路線を強調し、安定的な政権運営を図っ

ている。

最近になって注目されている「水平的不平等（Horizontal Inequality）」の議論を参照するならば、スリランカは典型的な該当国となる。絶対的な貧困や、経済階級の問題とは別に、民族集団間の不平等性が、スリランカの紛争の温床になっているという観察が、水平的不平等の議論から導き出される。こうした観点からすれば、タミル人社会の地位の向上こそが紛争予防のために求められるので、シンハラ人社会に基本的に依拠したラージャパクサ政権の権力基盤の確立は、水平的不平等の解消には必ずしも結びつかないということになる。

スリランカが模索しているのは、アジア型のある種の開発独裁にもとづくオーナーシップ発展の道筋であると言える。そこでは国民的統一を図るためには、開発の進展こそが最大の処方箋になるという認識が、平和構築の面でも最大の戦略的視点となる。その際に、円滑な開発のためには望ましいという理由で、長期安定政権が正当化される議論は、むしろ他のアジア諸国では、特に北東アジアから東南アジアにかけての経済発展を遂げた地域では、頻繁に見られることである。スリランカが著しい経済発展を遂げた他のアジア諸国を見習って、中央集権的な体制の強化を前提にしながら、経済発展を通じた統一的国家の発展を求めたとしても、それは不思議なことではない。戦争終結後のスリランカは、高い経済成長率を維持しており、経済発展こそが現政権の求心力の源泉であり、実は国民的融和を図って国土の統一的發展を模索するスリランカの平和構築の最大の戦略的基盤なのである。

現在のシリセナ政権が進めているように、経済成長を求心力として維持しながら、民族融和の政治的環境を整備していくことができるかどうか、アジア・モデルとしてのスリランカの平和構築の鍵となる。経済成長は不可欠で、開発独裁すら寛容に受け入れられる土壌があるとはいえ、経済成長だけで全てが安定的に進められるわけではない。経済成長の求心力が効いているうちに、将来の火種としての民族間の確執や地域間格差の是正に努めないと、経済成長が鈍った段階での政治的安定が望めなくなる。経済成長の維持と政治環境整備への投資は、同時並行で進めることが、重要である。

中規模な経済力を持った諸国が発展してきているのが、現在のアジア全般の状況である。東アジアの先進的な経済大国のグループに追随しているのが東南アジア諸国であり、さらにそれに追随しようとしているのが南アジアのグループである。明確な発展の道筋が近隣国の事例から見出しやすいのがアジアの特徴である。それは経済成長それ自体や、安定的な政治運営の見通しを立てるために、大きな意味を持つ。ただし段階論的な考え方をもちて将来に投資できるときに投資して

おかなければ、やがて経済成長の求心力が鈍った際に、安定的な政治運営がもちこたえられなくなる。

実態として存在する社会的格差の克服は、より広範な視野に立った現地社会のオーナーシップの模索の観点からも、今や一層求められている。それは必ずしも欧米諸国の意向にそった平和構築プロセスを実施しなければならないことを意味しない。特にアジアにおいては、全般的に欧米主導の介入行動に対する警戒感が強い。介入の受け入れに親和的ではないということは、現地社会のオーナーシップを尊重した平和構築のあり方から考えて、決して自動的に否定的な含意を持つ政策的態度ではない。スリランカの事例は、それぞれの国の実情を鑑みたと、現地社会のオーナーシップの重要性を考慮に入れた平和構築政策の妥当性を検討することの必要性を、強く示唆していると言える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 8 件)

篠田英朗「主権のゆくえ」、杉田敦(編)『グローバル化のなかの政治』(岩波講座 現代第4巻)(岩波書店、2016年)所収、59-79頁。

篠田英朗「国連ハイレベル委員会報告書と国連平和活動の現在 「政治の卓越性」と「パートナーシップ平和活動」の意味」、『広島平和科学』(広島大学平和科学研究センター)第37巻、2016年、45-56頁。

篠田英朗「平和構築の政策的意義」、遠藤乾『シリーズ日本の安全保障 8: グローバル・コモンズ』(岩波書店、2015年)所収、245-274頁。

Hideaki Shinoda, “Local Ownership as a Strategic Guideline for Peacebuilding” in Sung Yong Lee and Alpaslan Özerdem (eds.), *Local Ownership in International Peacebuilding: Key Theoretical and Practical Issues* (London: Routledge, 2015), pp.19-38.

篠田英朗「国連PKOにおける「不偏性」原則と国際社会の秩序意識の転換」、『広島平和科学』(広島大学平和科学研究センター)第36巻、2015年、25-37頁。

Hideaki Shinoda, “Human Rights, Democracy and Peace in International Constitutionalism of University International Society”, 『国際関係論叢』、第4巻、第1号、2015年、21-42頁。

Hideaki Shinoda, “Sources and Trends of Peace and Conflict Studies: An Examination of the Framework of Peacebuilding and Strategic Relevance of Ownership”, 『東京外国語大学論集』、第89巻、2014年、167-194頁。

篠田英朗「国際社会の立憲的性格の再検討 『ウェストファリア神話』批判の意味」、『国際法外交雑誌』、第113巻、第3号、2014年11月、374-396頁。

[学会発表](計 4 件)

Hideaki Shinoda, “Partnership Peacekeeping” and Regional Diversity of Peace Operations,” International Studies Association Annual Convention, Baltimore, USA, Feb. 23, 2017.

篠田英朗「平和構築と安全保障 国際立憲主義の観点から」、日本政治学会2016年度年次大会、立命館大学大阪いばらきキャンパス、2016年10月2日。

Hideaki Shinoda, “Geopolitics and Global Governance,” International Panel on Social Progress, Collège d’études mondiales, April 23, 2016.

篠田英朗「現代国際社会の平和主義 自由主義・主権国家・介入主義の国際秩序における平和」、国際法学会2015年春季研究大会、アステールプラザ、2015年7月19日。

[図書](計 2 件)

篠田英朗『集団的自衛権の思想史』(風行社、2016年) 216頁。

篠田英朗『国際紛争を読み解く五つの視座 現代世界の「戦争の構造」』(講談社選書メチエ、2015年) 304頁。

[産業財産権]

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

篠田英朗 (Hideaki Shinoda)

(東京外国語大学・総合国際学研究院・教授)
研究者番号: 60314712

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

なし